

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第27号

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成5年徳島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「第10条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第6条第1項の表次条の許可を受けて利用する施設等の項の項名中「施設等」の次に「(同条に規定する駐車場を除く。)」を加え、同項中「興行以外の用途に利用する場合の多目的ホール、」を削り、同表駐車場(県が駐車場として利用に供する場合の多目的広場を含む。)の項の項名中「県」を「指定管理者」に改める。

第7条中「多目的広場」の次に「、駐車場（貸切利用（この条に規定する利用の許可を受けて多目的ホールを利用する者であつて知事が別に定める要件に該当するものが当該利用と合わせて駐車場全体を専用して利用することをいう。以下同じ。）により利用する場合の駐車場に限る。）」を加え、「知事」を「指定管理者」に改める。

第10条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 駐車場（指定管理者が駐車場として利用に供する場合の多目的広場を含む。）を利用する者に対しては、別表第2に掲げる額の使用料を徴収する。ただし、貸切利用による駐車場の利用の許可がされている場合は、この限りでない。

別表多目的ホールの項を次のように改める。

多目的ホール	展示会又は見本市に利用する場合	平日	午前又は午後	181,550円	68,080円
			夜間	217,860円	
		休日等	午前又は午後	217,860円	81,690円

			夜間	261,430円	
興行に利用する場合	入場料の最高額が1,000円未満の場合	平日	午前又は午後	110,000円	41,250円
			夜間	132,000円	
		休日等	午前又は午後	131,870円	49,450円
			夜間	158,240円	
	入場料の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	午前又は午後	165,000円	61,870円
			夜間	198,000円	
		休日等	午前又は午後	198,100円	74,280円
			夜間	237,720円	
	入場料の最高額が3,000円以上の場合	平日	午前又は午後	220,000円	82,500円
			夜間	264,000円	
		休日等	午前又は午後	263,770円	98,910円
			夜間	316,520円	
大会、会議、アマチュアスポーツ、サークル活動等に利用する場合	平日	夜間	午前又は午後	82,220円	30,830円
			夜間	98,660円	
	休日等	夜間	午前又は午後	98,770円	37,030円
			夜間	118,520円	

別表の備考第1項中「興行以外の用途に利用する場合の多目的ホール、」を削り、同表を同表その1とし、同表にその2として次のように加える。

その2

区分	基本となる使用料		時間外使用料 (1時間につき)
	単位	金額	
駐車場（貸切利用）	1日	213,600円	17,080円

備考

- 1 「時間外使用料」とは、午前 8 時30分から午後 9 時までの時間以外の時間に貸切利用をする場合の使用料の額をいう。
- 2 「1 日」とは、午前 8 時30分から午後 9 時までの間をいう。
- 3 時間外使用料に係る利用時間が 1 時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に 1 時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ 1 時間として計算する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第10条関係）

自 動 車 の 種 類	区 分	単 位	使 用 料 の 額
普通自動車	駐車時間が 3 時間以内の場合	1 台 1 回 1 時間につき	100円
	駐車時間が 3 時間を超える場合	1 台 1 回につき	400円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第 3 条に規定する普通自動車をいう。
- 2 「駐車時間」とは、駐車した日の午後12時までの間において引き続き駐車した時間をいう。
- 3 駐車時間が 1 時間に満たない場合の当該満たない駐車時間及び駐車時間に 1 時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の駐車時間は、それぞれ 1 時間として計算する。
- 4 駐車した時から当該駐車をした日の翌日以降にかけて引き続き駐車した場合の使用料の額は、この表及び前 2 項の規定を適用して算出された使用料の額に当該翌日以降の日 1 日当たり 600円を加えて得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第 7 条の規定により知事がした許可であって同日以後の利用に係るものは、改正後の第 7 条の規定により指定管理者がした許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。